

注 平成22年 3 月から沿革を付した。

改正 平成19年 6 月 25日規則第60号 平成22年 3 月 31日規則第27号
平成22年 5 月 28日規則第39号 平成22年 5 月 31日規則第39—2号
平成23年12月 20日規則第52号 平成24年 3 月 30日規則第30号
平成25年 3 月 29日規則第26号 平成26年 8 月 1 日規則第26号
平成28年12月 28日規則第71号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、西東京市心身障害者福祉手当条例（平成13年西東京市条例第186号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(受給資格者)

第 2 条 条例第 3 条第 1 号に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 65歳に達する前日において、条例第 3 条第 2 号に定める所得制限に該当していたために手当の申請を行えなかった者
- (2) 65歳に達する前日において、西東京市の区域内に住所を有していなかったために手当の申請を行えなかった者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、65歳に達する前日において、やむを得ない事由により手当の申請を行えなかったと市長が認める者

(所得の額)

第 3 条 条例第 3 条第 2 号に規定する規則で定める額は、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の数に応じて、それぞれ次の表の右欄に定めるとおりとする。

扶養親族等の数	金額
0 人	3,604,000円
1 人以上	3,604,000円に扶養親族等 1 人につき380,000円（所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族にあつては 1 人につき480,000円、同法に規定する特定扶養親族又は控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る。）にあつては 1 人につき630,000円）の加算をして得た額

(所得の範囲)

第 4 条 条例第 3 条第 2 号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号）第 5

条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（所得の額の計算方法）

第5条 条例第3条第2号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第7項（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項（同法第12条第8項及び第16条第5項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（条例第3条第2号イに規定する者にあつては、その合計額から80,000円を控除した額）とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

（1） 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号、第4号若しくは第10号の2に規定する控除を受けた者又は同項第3号に規定する控除を受けた条例第3条第2号アに規定する者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

（2） 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者（条例第3条第2号アに規定する者の所得の場合にあつては、その者を除く。）1人につき、270,000円（当該障害者が同法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者である場合には、400,000円）

（3） 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、270,000円（当該寡婦が同法第314条の2第3項に規定する寡婦である場合には、350,000円）

（4） 前項に規定する市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、270,000円

（施設）

第6条 条例第3条第3号に規定する規則で定める施設は、次に掲げる施設（通所により利用する施設を除く。）をいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設であって、国若しくは地方公共団体又は社会福祉法人の設置する施設
- (2) 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第5条の規定による改正前の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する知的障害児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
- (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第1号に規定する救護施設
- (5) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設
- (6) 前各号に掲げるもののほか、援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設であって、市長が定めるもの

（申請）

第7条 条例第4条の規定による受給資格の認定の申請（以下「申請」という。）は、福祉手当等認定申請書に申請者に係る次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 条例第2条第1号に定める程度の障害を有する者であることを証する書類
- (2) 前年の所得（1月から7月までに行う申請については前々年の所得）の状況を証する書類

（認定及び非該当の通知）

第8条 市長は、前条により申請があったときは、必要な調査を行い、受給資格があると認めたときは、西東京市心身障害者福祉手当認定通知書により当該申請者に通知する。

2 市長は、前項の調査の結果受給資格がないと認めたときは、西東京市心身障害者福祉手当非該当通知書により当該申請者に通知する。

（支払時期の特例）

第9条 条例第6条第2項ただし書に規定する特別の事情とは、受給資格の認定を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- (1) 受給資格が消滅したとき
- (2) 支払時期が経過した後において支払うとき
- (3) 災害、疾病等市長が特に必要と認める事由があるとき

（届出）

第10条 受給者は、条例第8条の規定により受給資格が消滅したときは、各種福祉手当・助成資格喪失届・未支払金請求書により届出なければならない。

2 条例第10条の規定による届出は、各種福祉手当・助成変更届により行わなければならない。

(受給資格喪失の通知)

第11条 市長は、条例第8条の規定により受給資格が消滅したことを確認したときは、西東京市心身障害者福祉手当受給資格喪失通知書により、当該受給者であった者に通知する。ただし、同条第1号に該当する場合は、この限りでない。

(未支払手当)

第12条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき心身障害者福祉手当(以下「手当」という。)で、まだその者に支払っていなかったものがあるときは、その未支払の手当は、その者の同居の親族に支払う。

(手当の返還請求)

第13条 条例第11条の規定による手当の返還請求は、西東京市心身障害者福祉手当返還請求書により、手当を返還すべき者に通知して行う。

(状況調査)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格の認定を受けようとする者又は受給者に対し書類の提出を求め、又は調査を行うことができる。

(公簿等の確認)

第15条 市長は、この規則の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の前に田無市心身障害者福祉手当条例(昭和49年条例第51号)又は保谷市心身障害者福祉手当条例(昭和47年保谷市条例第16号)の規定により受給資格を有していた者については、第5条の規定は平成13年8月1日から適用し、同日前までについては、なお従前の例による。

3 平成22年4月1日において、年齢が65歳未満である者(同年7月31日までに65歳に達する者に限る。)であって、かつ、条例第2条第1号アに規定する身体障害者(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表のうち、肝臓機能障害を有するものに限る。)となった日が同年4月1日であるものは、第2条第3号の規定を適用する。

4 前項の規定の適用を受けた者が平成22年7月31日までの間に行った条例第4条の規定による申請は、条例第3条第1号の規定にかかわらず、当該申請を行った者が65歳に達する日の前日までに行ったものとみなす。

附 則(平成13年8月1日規則第207号)

1 この規則は、平成13年8月1日から施行する。

- 2 この規則による改正後の西東京市心身障害者福祉手当条例施行規則第3条の規定は、平成13年8月以降の月分の手当から適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成14年7月19日規則第34—2号）

- 1 この規則は、平成14年8月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の西東京市心身障害者福祉手当条例施行規則第3条の規定は、平成14年8月以降の月分の心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）から適用し、同月前の月分の手当については、なお従前の例による。

附 則（平成15年3月11日規則第5号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月8日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の第5条の規定は、平成18年8月以後の月分の手当の支給について適用し、同月前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月29日規則第79—2号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年6月25日規則第60号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の第5条の規定は、平成19年8月以後の月分の心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給について適用し、同月前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成22年3月31日規則第27号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月28日規則第39号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（適用）
- 2 改正後の西東京市心身障害者福祉手当条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第5条第1項（西東京市心身障害者福祉手当条例（平成13年西東京市条例第186号。以下「条例」という。）第3条第2号イに規定する者にあつては、その者の所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「現行法」という。）第313条第1項に規定する総所得金

額、退職所得金額及び山林取得金額、現行法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額（条例の施行の日から平成19年6月24日までの間の土地等に係る事業所得等の金額については、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）による改正前の地方税法附則第34条第5項において準用する同条第1項に規定する金額をいう。）、現行法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（条例の施行の日から平成19年6月24日までの間の長期譲渡所得の金額については、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）による改正前の地方税法附則第34条第5項において準用する同条第1項に規定する金額をいう。）並びに現行法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（条例の施行の日から平成19年6月24日までの間の短期譲渡所得の金額については、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）による改正前の地方税法附則第34条第5項において準用する同条第1項に規定する金額をいう。）の合計額から80,000円を控除した額に係る部分に限る。）の規定並びに改正後の規則第5条第2項第1号及び第2号の規定は、平成13年7月以後の月分の心身障害者福祉手当から適用する。

3 改正後の規則第5条第1項（現行法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（平成14年8月1日から平成19年6月24日までの間の短期譲渡所得の金額については、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）による改正前の地方税法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する金額をいう。）に係る部分に限る。）の規定は、平成14年8月以後の月分の心身障害者福祉手当から適用する。

4 改正後の規則第5条第1項（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額に係る部分に限る。）の規定は、平成19年8月以後の月分の心身障害者福祉手当から適用する。

附 則（平成22年5月31日規則第39—2号）

この規則は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成23年12月20日規則第52号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第30号）

（施行期日）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の表の改定規定は、同年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の第3条の規定は、平成24年8月以後の月分の心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給について適用し、同月前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日規則第26号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年8月1日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年12月28日規則第71号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の第5条第1項の規定は、平成30年8月以後の月分の心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）の支給について適用し、同月前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。